

市区町村別集計項目(推進体制等)

宮崎県	
市区町村数	26

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	問1		問2-1	問2-2	男女共同参画に関する条例				男女共同参画に関する計画 (2023年4月1日現在で有効なもの)					
			担当課(室)名	所属	事務所掌	庁内連絡会議の有無	諮問機関の有無	問3-1 有			問3-1 無	問4-1 有			問4-1 無	
								問3-2 条例名称	問3-2 公布日(西暦)	問3-2 施行日(西暦)	問3-3 現在の状況	問4-2 計画名称	問4-2 計画期間	問4-2 女性活躍推進法との関係	問4-3 計画策定の方法	問4-4 現在の状況
					25	24	25					26				
45	201	宮崎市	文化・市民活動課	1	2	1	1	宮崎市男女共同参画社会づくり推進条例	2005年10月1日	2006年1月1日		第2次宮崎市男女共同参画基本計画(改訂版)	2019年4月1日 ~ 2024年3月31日	1	1	
45	202	都城市	地域振興課	1	2	1	1	都城市男女共同参画社会づくり条例	2006年9月22日	2006年10月1日		第4次都城市男女共同参画計画	2023年4月1日 ~ 2028年3月31日	1	1	
45	203	延岡市	男女共同参画推進室	1	1	1	1	延岡市男女共同参画推進条例	2004年3月30日	2004年4月1日		第3次のべおか男女共同参画プラン	2022年4月 ~ 2032年3月	1	1	
45	204	日南市	地域自治課 協働係	1	2	1	1	日南市男女共同参画社会づくり審議会	2009年3月30日	2009年3月30日		第2次日南市男女共同参画基本計画	2021年4月 ~ 2031年3月	1	1	
45	205	小林市	市民課	1	2	1	1	小林市男女共同参画推進条例	2006年3月20日	2006年3月20日		第3次小林市男女共同参画基本計画	2023年4月 ~ 2033年3月	1	1	
45	206	日向市	人権・同和行政・男女共同参画推進室	1	1	1	1	日向市男女共同参画推進条例	2008年2月28日	2008年4月1日		第6次日向市男女共同参画プラン	2022年4月1日 ~ 2027年3月31日	1	1	
45	207	串間市	総合政策課	1	2	1	1	串間市男女共同参画推進条例	2006年3月28日	2006年4月1日		第2次串間市男女共同参画基本計画	2015年4月 ~ 2025年3月	0	1	
45	208	西都市	市民課	1	2	1	1	西都市男女共同参画推進条例	2004年3月25日	2004年4月1日		第3次西都市男女共同参画プラン	2019年4月1日 ~ 2024年3月31日	1	1	
45	209	えびの市	総務課	1	2	1	1	えびの市男女共同参画推進条例	2009年12月17日	2010年4月1日		第3次えびの市男女共同参画基本計画	2019年4月1日 ~ 2024年3月31日	1	1	
45	341	三股町	総務課	1	2	1	1	三股町男女共同参画推進条例	2014年6月27日	2014年7月1日		第2次三股町男女共同参画プラン(改訂版)	2022年4月 ~ 2025年3月	1	1	
45	361	高原町	総務課	1	2	1	1	高原町男女共同参画推進条例	2012年12月19日	2013年4月1日		高原町男女共同参画基本計画(改訂版)	2019年4月 ~ 2024年3月	1	1	
45	382	国富町	企画政策課	1	2	1	1	国富町男女共同参画推進条例	2022年3月14日	2022年4月1日		第3次国富町男女共同参画計画	2022年4月 ~ 2032年3月	1	1	
45	383	綾町	総合政策課	1	2	1	1	綾町男女共同参画推進条例	2016年10月1日	2016年10月1日		第1次綾町男女共同参画基本計画	2017年4月1日 ~ 2026年3月31日	1	1	
45	401	高鍋町	総務課	1	2	1	1	高鍋町男女共同参画推進条例	2020年3月23日	2020年4月1日		第2次高鍋町男女共同参画プラン	2016年4月 ~ 2026年3月	0	1	
45	402	新富町	総合政策課	1	2	1	1	新富町男女共同参画推進条例	2022年12月14日	2022年12月14日		第3次新富町男女共同参画計画	2023年4月1日 ~ 2028年3月31日	1	1	
45	403	西米良村	総務課	1	2	1	1	西米良村男女共同参画推進条例	2014年3月11日	2014年4月1日		西米良村男女共同参画基本計画	2020年4月1日 ~ 2027年3月31日	1	1	
45	404	木城町	総務財政課	1	2	1	1	木城町男女共同参画推進条例	2017年3月21日	2017年4月1日		木城町男女共同参画基本計画	2018年4月1日 ~ 2024年3月31日	1	1	
45	405	川南町	まちづくり課	1	2	1	1	川南町男女共同参画社会形成促進条例	2014年12月19日	2014年12月19日		川南町男女共同参画基本計画	2020年4月1日 ~ 2025年3月31日	1	1	
45	406	都農町	総務課	1	2	1	1	都農町男女共同参画推進条例	2019年3月14日	2019年4月1日		都農町男女共同参画基本計画	2019年12月 ~ 2024年3月	1	1	
45	421	門川町	総務課	1	2	1	1	門川町男女共同参画推進条例	2020年3月10日	2020年4月1日		第2次かどがわ男女共同参画基本計画(改訂版)	2014年4月 ~ 2024年3月	1	1	
45	429	諸塚村	総務課	1	2	0	0				2	諸塚村男女共同参画基本計画	2020年4月 ~ 2025年3月	1	1	
45	430	椎葉村	総務課	1	2	1	1	椎葉村男女共同参画推進条例	2013年3月19日	2013年4月1日		第2次椎葉村男女共同参画基本計画	2023年4月 ~ 2028年3月	1	1	
45	431	美郷町	総務課	1	2	1	1	美郷町男女共同参画推進条例	2018年3月9日	2018年4月1日		美郷町男女共同参画計画	2020年4月 ~ 2025年3月	1	1	
45	441	高千穂町	企画観光課	1	2	1	1	高千穂町男女共同参画推進条例	2015年10月1日	2015年10月1日		第2期高千穂町男女共同参画基本計画	2022年4月 ~ 2027年3月	1	1	
45	442	日之影町	地域振興課	1	2	1	1	日之影町男女共同参画推進条例	2017年3月2日	2017年4月1日		日之影町男女共同参画計画	2018年4月1日 ~ 2028年3月31日	1	1	
45	443	五ヶ瀬町	総務課	1	2	1	0	五ヶ瀬町男女共同参画社会づくり推進条例	2020年3月23日	2020年3月23日					0	1

<選択肢回答>

- | | | | | |
|--------------------------------|-----------------------------|---|--|------------------------------------|
| 所属
1 首長部局
2 教育委員会 | 庁内連絡会議
1 有
0 無 | 男女共同参画に関する条例
現在の状況
1 2024年3月末までの制定を目途に検討中
2 2023年度以降の制定を目途に検討中
3 その他
0 検討していない | 男女共同参画に関する計画
女性活躍推進法の推進計画との関係
1 一体
0 一体でない
計画の策定方法(総合計画の一部として策定している場合、「問4-2 計画名称」は括弧書きで表記)
1 単独計画として策定
0 総合計画の一部として策定 | 現在の状況
1 策定予定有
0 策定予定無 |
|--------------------------------|-----------------------------|---|--|------------------------------------|

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設(2023年4月1日現在で開設済の施設)							問6-3 施設形態		問6-5 管理・運営主体					
			問6-1		問6-4 所在地等					単独	複合	施設管理			事業運営		
			名称	愛称・通称	郵便番号	住所	電話番号	FAX番号	ホームページ			直営	指定管理者	その他	直営	指定管理者	その他
			4							0	4	2	2	0	2	2	1
45	201	宮崎市	宮崎市男女共同参画センター	パレット	880-0879	宮崎県宮崎市宮崎駅東3丁目6-7	0985-25-2055	0985-25-2056	https://pal-let.jp		○		○			○	
45	202	都城市	都城市男女共同参画センター		885-8555	宮崎県都城市姫城町6街区21号 都城市役所北別館2階	0986-23-2121	0986-21-3034	https://www.city.miyakonojo.miyazaki.jp		○	○			○		
45	203	延岡市	延岡市男女共同参画センター		882-0816	宮崎県延岡市桜小路360-2	0982-22-7056	0982-23-1145			○	○			○		○
45	204	日南市															
45	205	小林市															
45	206	日向市	日向市男女共同参画社会づくり推進ルーム	さんぴあ	883-0046	宮崎県日向市中町1-31	0982-50-0300	0982-50-0301	http://sun-pia.com/		○		○			○	
45	207	串間市															
45	208	西都市															
45	209	えびの市															
45	341	三股町															
45	361	高原町															
45	382	国富町															
45	383	綾町															
45	401	高鍋町															
45	402	新富町															
45	403	西米良村															
45	404	木城町															
45	405	川南町															
45	406	都農町															
45	421	門川町															
45	429	諸塚村															
45	430	椎葉村															
45	431	美郷町															
45	441	高千穂町															
45	442	日之影町															
45	443	五ヶ瀬町															

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設 (2023年4月1日現在で開設済の施設)														
			問6-1 名称	問6-2 設立年月日	問6-6 職員数(人)		問6-7 予算額(千円)	問6-8 主な事業									
					用常勤(雇用(任用)期間の定めがない職員)	用非常勤(雇用(任用)期間の定めがある職員)		広報啓発	講座	相談事業	情報収集・提供	苦情処理	交流促進	企業・NPOとの連携	国際交流	調査研究	その他
			4					4	4	3	4	2	2	3	0	1	
45	201	宮崎市	宮崎市男女共同参画センター	2015年12月1日	8	12	40,479	○	○	○	○		○	○			ファミリー・サポート・センターの事業(子ども預かり等)
45	202	都城市	都城市男女共同参画センター	2005年3月1日	2	3	2,296	○	○	○	○	○	○			○	
45	203	延岡市	延岡市男女共同参画センター	2004年4月1日	2	2	5,976	○	○	○	○	○					
45	204	日南市			0	0	0										
45	205	小林市			0	0	0										
45	206	日向市	日向市男女共同参画社会づくり推進ルーム	2001年7月1日	0	3	6,376	○	○		○						
45	207	串間市			0	0	0										
45	208	西都市			0	0	0										
45	209	えびの市			0	0	0										
45	341	三股町			0	0	0										
45	361	高原町			0	0	0										
45	382	国富町			0	0	0										
45	383	綾町			0	0	0										
45	401	高鍋町			0	0	0										
45	402	新富町			0	0	0										
45	403	西米良村			0	0	0										
45	404	木城町			0	0	0										
45	405	川南町			0	0	0										
45	406	都農町			0	0	0										
45	421	門川町			0	0	0										
45	429	諸塚村			0	0	0										
45	430	椎葉村			0	0	0										
45	431	美郷町			0	0	0										
45	441	高千穂町			0	0	0										
45	442	日之影町			0	0	0										
45	443	五ヶ瀬町			0	0	0										

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画に関する宣言			問5 首長、自治会長等の状況(2023年7月1日現在)														
			問7-2			市区長数	うち		副市区長数	うち		町村長数	うち		副町村長数	うち		自治会長数	うち	
			宣言年月日	宣言名称	宣言の形態		女性市区長数	女性比率(%)		女性副市区長数	女性比率(%)		女性町村長数	女性比率(%)		女性副町村長数	女性比率(%)		女性自治会長数	女性比率(%)
			1			9	0	0.0	12	0	0.0	17	0	0.0	16	0	0.0	2,637	112	4.2
45	201	宮崎市				1	0	0.0	2	0	0.0							719	37	5.1
45	202	都城市				1	0	0.0	2	0	0.0							300	7	2.3
45	203	延岡市	2000年1月15日	男女共同参画都市宣言	1	1	0	0.0	2	0	0.0							385	36	9.4
45	204	日南市				1	0	0.0	1	0	0.0							153	2	1.3
45	205	小林市				1	0	0.0	1	0	0.0							57	2	3.5
45	206	日向市				1	0	0.0	1	0	0.0							91	5	5.5
45	207	串間市				1	0	0.0	1	0	0.0							153	4	2.6
45	208	西都市				1	0	0.0	1	0	0.0							131	3	2.3
45	209	えびの市				1	0	0.0	1	0	0.0							64	1	1.6
45	341	三股町										1	0	0.0	1	0	0.0	30	0	0.0
45	361	高原町										1	0	0.0	1	0	0.0	20	0	0.0
45	382	国富町										1	0	0.0	1	0	0.0	62	2	3.2
45	383	綾町										1	0	0.0	0	0		22	2	9.1
45	401	高鍋町										1	0	0.0	1	0	0.0	84	2	2.4
45	402	新富町										1	0	0.0	1	0	0.0	62	0	0.0
45	403	西米良村										1	0	0.0	1	0	0.0	8	0	0.0
45	404	木城町										1	0	0.0	1	0	0.0	40	4	10.0
45	405	川南町										1	0	0.0	1	0	0.0	6	0	0.0
45	406	都農町										1	0	0.0	1	0	0.0	44	3	6.8
45	421	門川町										1	0	0.0	1	0	0.0	41	2	4.9
45	429	諸塚村										1	0	0.0	1	0	0.0	16	0	0.0
45	430	椎葉村										1	0	0.0	1	0	0.0	10	0	0.0
45	431	美郷町										1	0	0.0	1	0	0.0	29	0	0.0
45	441	高千穂町										1	0	0.0	1	0	0.0	56	0	0.0
45	442	日之影町										1	0	0.0	1	0	0.0	40	0	0.0
45	443	五ヶ瀬町										1	0	0.0	1	0	0.0	14	0	0.0

<選択肢回答>
 男女共同参画に関する宣言
 宣言の形態
 1 首長声明
 2 議会の議決
 3 庁内連絡会議の決定
 4 その他

調査時点コード	1	2023年4月1日	2	その他
---------	---	-----------	---	-----

都道府県	市区町村	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値						問8-2 目標設定の対象である審議会等の範囲	問9 地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況	問10 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況	問9-1						調査時点コード																
		問8-1		問8-2							(再掲)市町村防災会議(委員のみ)			(再掲)市町村防災会議(会長を含む)			問8 目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値	その他	問9 地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況	その他	問10 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況	その他											
		目標値(%)	目標達成期限	審議会等数	うち女性委員数	総委員数	うち女性委員数				女性比率(%)	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	総委員数	うち女性委員数							女性比率(%)	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)							
	小計			859	773	11,587	3,171	27.4	481	444	6,765	1,775	26.2	142	94	782	171	21.9	677	67	9.9	783	71	9.1									
45	201	宮崎市	40.0	2024年3月	121	115	1,970	617	31.3	63	60	1,338	426	31.8	6	5	45	10	22.2	58	7	12.1	59	7	11.9	1				1			
45	202	都城市	40.0	2024年3月	110	91	1,559	427	27.4	26	24	337	98	29.1	6	5	41	14	34.1	44	6	13.6	45	6	13.3	1				1			
45	203	延岡市	40.0	2032年3月	51	51	792	243	30.7	24	24	377	123	32.6	6	6	37	10	27.0	44	3	6.8	45	3	6.7	2	2023年3月31日	2	2023年3月31日	2	2023年3月31日		
45	204	日南市	35.0	2026年3月	52	49	739	222	30.0	23	23	335	97	29.0	6	3	49	5	10.2	46	5	10.9	47	5	10.6	1				1			
45	205	小林市	40.0	2033年3月	42	39	489	138	28.2	31	29	358	100	27.9	6	5	35	9	25.7	0	0	0.0	31	1	3.2	1				1			
45	206	日向市	40.0	2027年3月	58	54	819	200	24.4	20	19	307	75	24.4	6	5	29	6	20.7	40	4	10.0	41	4	9.8	1				1			
45	207	串間市	50.0	2030年3月	36	28	413	102	24.7	18	16	243	62	25.5	6	5	31	6	19.4	34	5	14.7	35	5	14.3	2	2022年4月1日	2	2022年4月1日	1			
45	208	西都市	33.0	2025年3月	61	57	900	250	27.8	22	21	287	65	22.6	4	4	43	8	18.6	38	3	7.9	39	3	7.7	1				1			
45	209	えびの市	30.0	2024年3月	63	61	786	222	28.2	25	25	313	69	22.0	6	5	43	17	39.5	30	2	6.7	31	2	6.5	2	2023年3月31日	2	2023年3月31日	2	2023年3月31日		
45	341	三股町	40.0	2025年3月	9	7	74	12	16.2	14	13	162	31	19.1	6	3	22	4	18.2	46	2	4.3	47	2	4.3	1				1			
45	361	高原町	35.0	2024年3月	12	10	153	32	20.9	12	10	153	32	20.9	6	4	31	5	16.1	31	3	9.7	32	3	9.4	1				1			
45	382	国富町								11	10	135	27	20.0	6	3	33	6	18.2	18	1	5.6	19	1	5.3	1				1			
45	383	綾町								10	10	69	18	26.1	6	2	20	3	15.0	0	0	0.0	0	0	0.0	1				1			
45	401	高鍋町	30.0	2026年3月	44	37	596	133	22.3	14	13	179	40	22.3	4	3	17	5	29.4	0	0	0.0	33	3	9.1	1				1			
45	402	新富町	28.8	2026年3月	26	23	297	87	29.3	26	23	297	87	29.3	4	2	18	6	33.3	37	4	10.8	38	4	10.5	1				1			
45	403	西米良村								5	2	59	4	6.8	4	3	16	4	25.0	0	0	0.0	21	0	0.0	1				1			
45	404	木城町	30.0	2024年3月	41	32	390	97	24.9	15	14	213	43	20.2	4	3	17	5	29.4	30	2	6.7	31	2	6.5	1				1			
45	405	川南町	40.0	2025年3月	16	16	224	58	25.9	12	12	153	37	24.2	4	3	19	5	26.3	30	3	10.0	31	3	9.7	2	2019年4月1日	1			1		
45	406	都農町	18.0	2024年3月	16	14	191	35	18.3	14	12	170	28	16.5	4	3	18	5	27.8	43	5	11.6	44	5	11.4	2	2019年12月1日	1			1		
45	421	門川町								9	8	82	24	29.3	5	2	29	5	17.2	18	3	16.7	19	3	15.8	1				1			
45	429	諸塚村								10	9	107	20	18.7	5	4	22	6	27.3	17	1	5.9	18	1	5.6	1				1			
45	430	椎葉村	35.0	2027年3月	39	33	514	137	26.7	18	13	221	32	14.5	5	3	24	5	20.8	12	1	8.3	13	1	7.7	1				1			
45	431	美郷町	25.0	2025年3月	23	20	236	52	22.0	5	5	68	10	14.7	5	2	27	3	11.1	12	2	16.7	13	2	15.4	1				1			
45	441	高千穂町	30.0	2027年3月	22	20	249	75	30.1	22	20	249	75	30.1	5	2	43	4	9.3	0	0	0.0	0	0	0.0	1				1			
45	442	日之影町	30.0	2028年3月	17	16	196	32	16.3	16	15	177	30	16.9	5	4	29	7	24.1	19	2	10.5	20	2	10.0	1				1			
45	443	五ヶ瀬町								4	3	63	11	17.5	5	4	23	7	30.4	30	3	10.0	31	3	9.7	1				1			

都道府県コード	市区町村名	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値						目標設定の対象である審議会等の範囲				問9 地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況				問10 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況				(再掲) 市町村防災会議(委員のみ)			(再掲) 市町村防災会議(会長を含む)		
		目標値(%)	目標年度	審議会等数	うち女性を含む委員数	総委員数	うち女性等数委員	女性比率(%)	審議会等数	うち女性を含む委員数	総委員数	うち女性等数委員	女性比率(%)	委員会等数	うち女性を含む委員数	総委員数	うち女性等数委員	女性比率(%)	総委員数	うち女性数委員	女性比率(%)	総委員数	うち女性数委員	女性比率(%)	
	宮崎市												12	11	313	111	35.5	7	1	21	1	4.8			
	都城市												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0			
	延岡市												1	1	15	6	40.0	0	0	0	0	0.0			
	日南市												2	2	79	27	34.2	0	0	0	0	0.0			
	小林市												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0			
	日向市												3	3	51	19	37.3	0	0	0	0	0.0			
	串間市												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0			
	西都市												2	2	21	6	28.6	1	1	3	1	33.3			
	えびの市												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0			
	三股町												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0			
	高原町												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0			
	国富町												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0			
	綾町												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0			
	高鍋町												0	0	0	0	0.0	1	0	3	0	0.0			
	新富町												1	0	3	0	0.0	0	0	0	0	0.0			
	西米良村												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0			
	木城町												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0			
	川南町												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0			
	都農町												2	2	24	11	45.8	1	0	3	0	0.0			
	門川町												0	0	0	0	0.0	1	0	3	0	0.0			
	諸塚村												0	0	0	0	0.0	1	0	3	0	0.0			
	椎葉村												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0			
	美郷町												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0			
	高千穂町												0	0	0	0	0.0	1	0	3	0	0.0			
	日之影町												0	0	0	0	0.0	1	0	3	0	0.0			
	五ヶ瀬町												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0			

調査時点コード	1	2023年4月1日	2	その他
---------	---	-----------	---	-----

都道府県市区町村コード	市区町村名	問11-1 管理職の在職状況															問11-2 職務上の地位別職員在職状況															問11-2		問11-5 本庁の防災・危機管理部局への配置状況				問11-5									
		うち一般行政職					うち一般行政職					うち一般行政職					うち一般行政職					うち一般行政職					調査時点コード	その他	調査時点コード	その他																	
		管理職総数	うち女性数	女性比率(%)	管理職総数	うち女性数	女性比率(%)	部長相当職	うち女性数	女性比率(%)	部長相当職	うち女性数	女性比率(%)	次長相当職	うち女性数	女性比率(%)	次長相当職	うち女性数	女性比率(%)	課長相当職	うち女性数	女性比率(%)	課長補佐相当職	うち女性数	女性比率(%)	係長相当職					うち女性数	女性比率(%)	係長相当職	うち女性数	女性比率(%)	その他	防災・危機管理部局管理	うち女性数	女性比率(%)	うち管理職数	うち女性数	女性比率(%)					
45 201	宮崎市	160	27	16.9	121	22	18.2	19	2	10.5	17	2	11.8	23	4	17.4	15	1	6.7	118	21	17.8	89	19	21.3	381	73	19.2	254	47	18.5	857	270	31.5	544	173	31.8	1		22	2	9.1	3	0	0.0	1	
45 202	都城	99	15	15.2	91	15	16.5	16	3	18.8	15	3	20.0	0	0	0.0	0	0	0.0	83	12	14.5	76	12	15.8	105	27	25.7	97	27	27.8	195	39	20.0	148	39	26.4	1		7	0	0.0	2	0	0.0	1	
45 203	延岡市	102	11	10.8	82	9	11.0	15	1	6.7	12	0	0.0	18	2	11.1	14	2	14.3	69	8	11.6	56	7	12.5	130	21	16.2	104	16	15.4	330	39	30.0	92	29	31.5	1		9	1	11.1	1	0	0.0	1	
45 204	日南市	44	5	11.4	34	3	8.8	9	2	22.2	8	2	25.0	0	0	0.0	0	0	0.0	35	3	8.6	26	1	3.8	93	22	23.7	58	9	15.5	322	159	49.4	171	79	46.2	1		0	0	0.0	0	0	0.0	1	
45 205	小林市	45	9	20.0	41	8	19.5	11	3	27.3	10	2	20.0	0	0	0.0	0	0	0.0	34	6	17.6	31	6	19.4	0	0	0.0	0	0	0.0	162	55	34.0	122	34	27.9	1		5	0	0.0	1	0	0.0	1	
45 206	日向市	59	13	22.0	56	13	23.2	13	1	7.7	12	1	8.3	0	0	0.0	0	0	0.0	46	12	26.1	44	12	27.3	80	15	18.8	66	15	22.7	65	27	41.5	58	27	46.6	1		6	1	16.7	1	0	0.0	1	
45 207	串間市	24	4	16.7	15	2	13.3	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	24	4	16.7	15	2	13.3	59	13	22.0	37	5	13.5	116	47	40.5	47	16	34.0	1		5	0	0.0	1	0	0.0	1	
45 208	西都市	23	1	4.3	21	1	4.8	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	23	1	4.3	21	1	4.8	86	14	16.3	73	9	12.3	122	39	32.0	93	20	21.5	1		5	0	0.0	1	0	0.0	1	
45 209	えびの市	29	2	6.9	23	2	8.7	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	29	2	6.9	23	2	8.7	36	7	19.4	32	6	18.8	40	14	35.0	29	9	31.0	1		6	2	33.3	2	1	50.0	1	
45 341	三股町	14	2	14.3	14	2	14.3	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	14	2	14.3	14	2	14.3	44	14	31.8	40	12	30.0	45	25	55.6	44	25	56.8	1		3	1	33.3	0	0	0.0	1	
45 361	高原町	17	3	17.6	15	2	13.3	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	17	3	17.6	15	2	13.3	12	4	33.3	10	2	20.0	21	3	14.3	21	3	14.3	1		2	0	0.0	0	0	0.0	1	
45 382	国富町	16	1	6.3	16	1	6.3	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	16	1	6.3	16	1	6.3	15	1	6.7	15	1	6.7	26	3	11.5	26	3	11.5	1		4	0	0.0	1	0	0.0	1	
45 383	綾町	12	0	0.0	12	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	12	0	0.0	12	0	0.0	9	2	22.2	9	2	22.2	25	12	48.0	25	12	48.0	1		2	0	0.0	0	0	0.0	1	
45 401	高嶺町	15	3	20.0	15	3	20.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	15	3	20.0	15	3	20.0	22	3	13.6	22	3	13.6	32	12	37.5	32	12	37.5	1		2	0	0.0	0	0	0.0	1	
45 402	新富町	19	4	21.1	16	3	18.8	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	19	4	21.1	16	3	18.8	30	11	36.7	26	8	30.8	51	24	47.1	49	18	36.7	1		2	0	0.0	0	0	0.0	1	
45 403	西米良村	12	1	8.3	12	1	8.3	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	12	1	8.3	12	1	8.3	23	15	65.2	13	6	46.2	6	3	50.0	5	2	40.0	1		1	0	0.0	0	0	0.0	1	
45 404	木城町	13	0	0.0	13	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	13	0	0.0	13	0	0.0	29	9	31.0	22	6	27.3	15	6	40.0	13	4	30.8	1		3	0	0.0	1	0	0.0	1	
45 405	川南町	15	1	6.7	13	1	7.7	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	15	1	6.7	13	1	7.7	29	9	31.0	27	7	25.9	79	44	55.7	64	29	45.3	1		3	0	0.0	0	0	0.0	1	
45 406	都農町	18	6	33.3	17	5	29.4	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	18	6	33.3	17	5	29.4	22	9	40.9	18	6	33.3	37	17	45.9	31	13	41.9	1		2	0	0.0	0	0	0.0	1	
45 421	門川町	14	1	7.1	12	1	8.3	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	14	1	7.1	12	1	8.3	22	5	22.7	18	4	22.2	31	9	29.0	24	6	25.0	1		2	0	0.0	0	0	0.0	1	
45 429	穂塚村	9	1	11.1	9	1	11.1	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	9	1	11.1	9	1	11.1	15	5	33.3	13	4	30.8	24	17	70.8	6	4	66.7	1		0	0	0.0	0	0	0.0	1	
45 430	椎葉村	11	1	9.1	10	1	10.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	11	1	9.1	10	1	10.0	10	3	30.0	10	3	30.0	18	6	33.3	18	6	33.3	1		2	0	0.0	0	0	0.0	1	
45 431	美郷町	18	3	16.7	13	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	18	3	16.7	13	0	0.0	92	22	23.9	56	14	25.0	15	3	20.0	11	1	9.1	1		3	0	0.0	0	0	0.0	1	
45 441	高千穂町	19	1	5.3	16	1	6.3	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	19	1	5.3	16	1	6.3	26	10	38.5	20	10	50.0	59	20	33.9	48	13	27.1	1		2	0	0.0	0	0	0.0	1	
45 442	日之影町	15	2	13.3	12	2	16.7	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	15	2	13.3	12	2	16.7	17	8	47.1	16	7	43.8	27	10	37.0	22	8	36.4	1		1	0	0.0	0	0	0.0	1	
45 443	五ヶ瀬町	13	1	7.7	10	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	13	1	7.7	10	0	0.0	23	10	43.5	17	6	35.3	0	0	0.0	0	0	0.0	1		0	0	0.0	0	0	0.0	1	

調査時点	議会関係は2023年7月1日(その他2023年4月1日)
------	------------------------------

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査														
				議会名	問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 問12-1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-3 問12-1で1.を選択した場合、産前産後期間の明記はあるか。	問12-4 問12-3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 問12-1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-6 問12-5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)							
					1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他	
			5	1の合計	26	0	23		1			24	24	24	24	24	18	
			7	2の合計	0	20	3		23			1	1	1	1	2	3	
			2	3の合計	0	5			2			0	0	0	0	0	0	
			12	4の合計	0	1						1	1	1	1	0	4	
45	201	宮崎市	1	宮崎市議員の旧姓使用の取扱いに関する要綱 第2条 職員は、市長の承認を受けて、別表に掲げる文書等において旧姓を使用することができる。	宮崎市議会	1	2	1	宮崎市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	3	出産(産休)の減額規定はないが、他の事由による長期休業(1年)と合わせた場合は減額対象となりうる。	1	1	1	1	1	1	
45	202	都城市	1	都城市職員旧姓使用取扱要綱 第2条 職員は、専ら職員の間で使用している文書、軽易な文書等で職務遂行上又は事務処理上誤解や混乱を招くおそれのないものにおいて、旧姓を使用することができる。	都城市議会	1	2	1	都城市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のために出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	1	
45	203	延岡市	4		延岡市議会	1	2	1	延岡市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席出来ないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 議員は、出産のため出席出来ないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 (欠席の届出) 第84条 委員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届けなければならない。 2 委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。	2								
45	204	日南市	1	日南市職員が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を使用することに必要な事項を定めるものとする。	日南市議会	1	2	1	日南市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は公務、疾病、災害、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、欠席届により、あらかじめその理由を付けて議長に届けなければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2								
45	205	小林市	2		小林市議会	1	2	1	小林市議会会議規則 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	1	小林市議会の議員の議員報酬等の特例に関する条例 (議員報酬の不支給及び減額) 第3条 議員が任期中に連続する2回の定例会の会議等を全て欠席したときは、当該2回目の定例会の閉会日の属する月の翌月以降の議員報酬は支給しない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が傷病によりその職務を遂行することができないと医師の証明に基づき議長が認めたときは、連続して欠席した2回目の定例会の閉会日の属する月の翌月から、満1年に達する月までは、議員報酬月額額の100分の60を支給する。 3 前2項の規定により議員報酬を支給しないこと、又は減額して支給することとされた議員が、定例会の会議等に出席したときは、当該出席した日の属する月から議員報酬を支給する。 (期末手当の不支給及び減額) 第4条 前条第1項の規定により議員報酬を支給しないこととされた月が6月又は12月であるときは、それぞれ当該月に支給することとなる期末手当は支給しない。 2 前条第2項の規定により議員報酬を減額して支給することとされた月が6月又は12月であるときは、それぞれ当該月に支給することとなる期末手当の100分の60を支給する。 (適用除外) 第5条 次に掲げる事由により、定例会の会議等に出席できない場合は、前2条の規定は適用しない。 (1) 公務上の災害等 (2) 災害その他個人の責によらない事故等の場合で、議長が前号に準じると認める事由 (3) 出産	1	1	1	1	1	1	

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査														
				問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 問12-1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-3 問12-1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12-4 問12-3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 問12-1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-6 問12-5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上も認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)								
1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。				左記で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他		
45	206	日向市	日向市職員の旧姓使用の取扱いに関する要綱 (承認) 第2条 職員は、市長の承認を受けて、次の各号に掲げる文書等において旧姓を使用することができる。 (1) 職場での呼称 (2) 名刺及び名札 (3) 職員名簿 (4) 産席表 (5) 事務分担表 (6) 事務引継書 (7) 復命書 (8) 決裁文書における署名及び押印 (9) 出勤簿 (10) 時間外勤務命令簿 (11) 休暇等処理簿 (12) 休暇等整理表 (13) 勤務を要しない日の振替・振替計画整理表 (14) 特別休暇又は育児休業に係る請求書又は届書 (15) 職務専念義務免除申請書 (16) その他法令に基づかない文書で市長が認める文書	日向市議会	1	2	1	日向市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	2	
45	207	串間市		串間市議会	1	2	1	串間市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1	1
45	208	西都市		西都市議会	1	2	1	西都市議会会議規則 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1	1
45	209	えびの市	えびの市職員の旧姓使用の取扱いに関する規程 (旧姓を使用できる文書等) 第2条 職員は、市長の承認を受けて、次の各号に掲げる文書等において旧姓を使用することができる。 (1) 職員名簿 (2) 名札 (3) 復命書 (4) 事務引継書 (5) 決裁文書作成時の署名 (6) 決裁文書又は供覧文書等に係る押印 (7) 旅行命令書 (8) 出勤簿 (9) 事故簿 (10) 代休、振替処理簿 (11) 病欠休暇、特別休暇、介護休暇又は育児休業に係る請求書、申請書又は報告書 (12) 職務専念義務免除申請書 (13) その他法令に基づかない文書で市長が認める文書	えびの市議会	1	3	1	えびの市議会会議規則(昭和46年10月11日えびの市議会規則第1号) (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあつては14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 (欠席の届出) 第8条 委員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届けなければならない。 2 委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあつては14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1	
45	341	三股町		三股町議会	1	2	1	三股町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1	1

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査																			
			問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。		問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 問12-1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-3 問12-1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12-4 問12-3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 問12-1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額した規定はあるか。		問12-6 問12-5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。		問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上も認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)									
			1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例		配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他					
45	361	高原町	2		高原町議会	1	2	1	高原町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のために出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2						1	1	1	1	1	4	
45	382	国富町	4		国富町議会	1	2	1	国富町議会会議規則 第2条2項 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に届け出ることができる。	2						1	1	1	1	1	2	
45	383	綾町	4		綾町議会	1	2	1	綾町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のために出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2						1	1	1	1	1	4	
45	401	高鍋町	2		高鍋町議会	1	2	1	高鍋町議会会議規則 第2条第2項 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2						1	1	1	1	1	1	
45	402	新富町	3		新富町議会	1	2	1	新富町議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の会議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のために出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出できる。	2						1	1	1	1	1	1	1
45	403	西米良村	2		西米良村議会	1	2	1	西米良村議会会議規則 第2条 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のために出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2						1	1	1	1	1	1	
45	404	木城町	4		木城町議会	1	2	1	木城町議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のために出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2						1	1	1	1	1	1	
45	405	川南町	4		川南町議会	1	3	1	川南町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のために出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2						1	1	1	1	1	1	

都 道 府 県 コ ロ シ ド	市 区 町 村 コ ロ シ ド	市 区 町 村 コ ロ シ ド	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査																
			問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。		問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 問12-1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-3 問12-1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12-4 問12-3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 問12-1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。		問12-6 問12-5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。		問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上も認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)						
			1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例		配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他		
45	406	都農町	4		都農町議会	1	2	1	都農町議会会議規則 第2条2項 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合においては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届けを提出することができる。	2				1	1	1	1	1	1
45	421	門川町	2		門川町議会	1	3	1	門川町議会会議規則 第2条第2項 議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合においては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届けを提出することができる。	2				1	1	1	1	1	1
45	429	諸塚村	4		諸塚村議会	1	3	2	諸塚村議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の場合において、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合においては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届けを提出することができる。	2				2	2	2	2	2	2
45	430	椎葉村	4		椎葉村議会	1	2	1	椎葉村議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の場合において、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合においては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届けを提出することができる。	2				1	1	1	1	1	1
45	431	美郷町	4		美郷町議会	1	2	1	美郷町議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合においては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届けを提出することができる。	2				1	1	1	1	1	1
45	441	高千穂町	3		高千穂町議会	1	2	1	高千穂町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合においては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届けを提出することができる。	2				1	1	1	1	1	4
45	442	日之影町	4		日之影町議会	1	4	2		2				1	1	1	1	1	
45	443	五ヶ瀬町	4		五ヶ瀬町議会	1	3	2		3	職員に準ずる			4	4	4	4	2	4

調査時点	議会関係は2023年7月1日(その他2023年4月1日)
------	------------------------------

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 する 調 査														地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)における具体的な役割	
		問12-8 議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	問12-9 議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	問12-10 議会におけるハラスメント防止に関する取組(ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く)を行っていますか。	問12-11 問12-10で1.を選択した場合、行っている取組みは、次のうちどれか。	問12-12 問12-11で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-13 ハラスメント防止に関する議員向け研修を行っていますか。	問12-14 当該研修において、令和4年4月に内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」を利用している又は利用する予定はありますか。	問12-15 男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っていますか。	問12-16 議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問12-17 問12-16で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-18 政治分野の男女共同参画のために実施していることがあればご記入ください。	問13 男女共同参画担当部署又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。	問13-1 左記で、1.を選択した場合、該当部分の規定を記入してください。			
		1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 専用の場所が設置されている。(常設)がされている。(臨時のものも含む) 2. 授乳等に必要の場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	に1. 関するハラスメント防止に関する取組(ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く)を行っていますか。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めている。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したことはない。	1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等)							
		0	0	9													
		1	6	7	6	0	3										18
		0	0	10													1
		25	20														
45	201	宮崎市	4	4	1	1											宮崎市地域防災計画 文化・市民活動班は、ボランティア等に対して、次に掲げる事項をはじめ、女性に対する暴力等の予防に関する注意喚起、男女共同参画の視点からの支援のあり方等について、周知・伝達するよう努める。
45	202	都城市	4	2	1	1											都城市地域防災計画 男女双方に対する相談窓口を整備し、男女共同参画センター等の相談機関等と連携を図りながら相談窓口の周知報告に努めること。
45	203	延岡市	4	4	3												動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」などについては議員に情報提供を行っている。
45	204	日南市	4	4	1												日南市避難所運営マニュアル 第5章 避難所運営において配慮すべき点 1 男女共同参画の視点による配慮・避難所運営本部の構成員に女性を複数名入れ、女性の意見が反映されるようにします。・女性特有のニーズに沿った物資やボランティアを把握します。・女性用の物資を女性担当者から配布したり、女性トイレや女性専用スペースに整備するなど、配布方法を工夫します。・居住スペースの間仕切り、更衣室、授乳室、男女別のトイレ・洗濯物干し場・相談窓口等を設置し、プライバシーや安全に配慮した空間配置とします。・防犯ブザーの配布、就寝場所や女性専用スペース等の巡回警備、暴力禁止のポスター掲示など、安全・安心の確保を徹底します。・行政や各種団体と連携し、セクシュアルハラスメントや性的暴力などに関する相談が安心してできる体制を作り、その周知を徹底します。
45	205	小林市	4	4	3												今期改選後に就任した当市議長が、県内初の女性市議会議長ということで、議長自ら積極的にメディア等を活用し、政治分野の男女共同参画について発信している。
45	206	日向市	4	4	1	1											日向市議会議員政治倫理条例 第4条第5項 セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメントその他の人権侵害のおそれのある行為をしないこと。

都道府県	市区町村	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査											地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)における具体的な役割	
		問12-8 議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	問12-9 議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	問12-10 議会におけるハラスメント防止に関する取組(ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く。)を行っていますか。	問12-11 問12-10で1.を選じた場合、行っている取組みは、次のうちどれか。	問12-12 問12-11で、1.を選じた場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-13 ハラスメント防止に関する議員向け研修を行っていますか。	問12-14 当該研修において、令和4年4月に内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」を利用している又は利用する予定はありますか。	問12-15 男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っていますか。	問12-16 議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問12-17 問12-16で、1.を選じた場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-18 政治分野の男女共同参画のために実施していることがあればご記入ください。	問13 男女共同参画担当部署又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。	問13-1 左記で、1.を選じた場合該当部分の規定を記入してください。
		1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳等に必要の場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	に1. 関するハラスメント(規定)がある倫理防規 す2. 議員向け研修を 3. その他	その他内容		1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、行う予定もない。	1. 研修において利用している。 2. 研修において利用していない又は現在は研修を行っていないが、今後行う研修で利用予定である。 3. 研修において利用していない又は現在は研修を行っておらず、今後行う研修で利用する予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。		1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等)	
45	207	串間市	4	4	1	1		3		3	4		2	
45	208	西都市	4	2	3			3		3	4		2	
45	209	えびの市	4	4	1	1		1	1	1	4		2	

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査										地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)における具体的な役割		
			問12-8 議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	問12-9 議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	問12-10 議会におけるハラスメント防止に関する取組(ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く。)を行っているか。	問12-11 問12-10で1.を選択した場合、行っている取組みは、次のうちどれか。 に1. 関係するハラスメント防止に関する取組(ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く。)を行っているか。	問12-12 問12-11で、1.を選択した場合、当該部分の条文(本文)を記入してください。	問12-13 ハラスメント防止に関する議員向け研修を行っていますか。	問12-14 当該研修において、令和4年4月に内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」を利用している又は利用する予定はありますか。	問12-15 男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っていますか。	問12-16 議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問12-17 問12-16で、1.を選択した場合、当該部分の条文(本文)を記入してください。	問12-18 政治分野の男女共同参画のために実施していることがあればご記入ください。	問13 男女共同参画担当部署又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。	問13-1 左記で、1.を選択した場合、当該部分の規定を記入してください。
45	209	えびの市	1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	に1. 関係するハラスメント防止に関する取組(ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く。)を行っているか。	3. その他	その他内容	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、行う予定である。 3. 行っておらず、今後、行う予定もない。	1. 研修において利用している。 2. 研修において利用していない又は現在は研修を行っていないが、今後行う研修で利用予定である。 3. 研修において利用していない又は現在は研修を行っておらず、今後行う研修で利用する予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。		1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等)	
<p>(目的) 第1条 この条例は、全ての議員がお互いに人格を尊重し、相互に信頼し合い、議員及び議会としての役割を十分に発揮するため、議会内における議員間のハラスメント及び議員の地位を利用した市長等に対するハラスメントを防止し、根絶するための措置を講じ、並びにハラスメントの被害者に配慮することにより、全ての議員及び市長等が個人としての尊厳を尊重され、良好な職場環境を確保することで市政の効率的運用に寄与し、もって信頼される議会の実現に資することを目的とする。</p> <p>(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 市長等 えびの市議会基本条例(平成22年えびの市条例第14号)第9条に規定する市長等をいう。 [えびの市議会基本条例(平成22年えびの市条例第14号)第9条] (2) ハラスメント 次に掲げる行為をいう。 ア 相手を傷つけ、苦痛を与え、若しくは不快にさせる行為又は相手に不利益を与える行為 イ 社会的若しくは性的差別により、相手に精神的又は身体的な苦痛を与える行為 ウ 職務上の地位、役職等の優位性を背景に、適正な職務権限の範囲を超えて、相手に精神的又は身体的な苦痛を与える行為 エ 性的指向、性自認等の望まない情報の暴露により、プライバシーを侵害し、相手を傷つける行為 (議員の責務) 第3条 議員は、市民全体の代表者として市政に携わる権能及び責務を自覚するとともに、常に高い倫理意識を持ち、地方自治の本旨に従って、その使命の達成のため、ハラスメントが個人の尊厳を不当に傷つけ、人権侵害に当たれることを認識し、ハラスメントの防止に努めなければならない。 2 議員は、ハラスメントが個人の尊厳を不当に傷つけ、労働意欲を低下させ、及び勤務環境を害するものであること並びに市長等が職務遂行上の対等な立場にあることを自覚し、市長等の人格を尊重した活動をしなければならない。 3 議員は、当該議員によるハラスメントがあると疑われたときは、自ら誠実な態度を持って疑惑の解明に当たるとともに、その責任を明確にするよう努めなければならない。 4 議員は、ハラスメントに当たると認められる言動を行っている事実を認められたときは、当該言動を行っている議員に対し謝罪を促し、解決するよう努めなければならない。 (研修等) 第4条 議長は、ハラスメントの防止及び根絶を図るため、議員に対し必要な研修等を実施しなければならない。 (事実関係の把握等) 第5条 議長は、議員及び市長等からハラスメントに関する苦情の申出があったときは、別に定めるところにより、速やかに、当該苦情に係る事実関係を把握し、今後のハラスメントの防止策を講じるものとする。この場合において、議長は、事実関係の調査及び確認を行うために、ハラスメント審査会を設置することができる。 (公表等) 第6条 議長は、前条の規定により議員によるハラスメントがあったことを確認したときは、当該ハラスメントを行った議員の氏名の公表その他必要な措置を講じなければならない。 2 議長は、市長等から議員によるハラスメントがあったことを報告されたときは、会派を代表する者から意見を聴き、当該ハラスメントを行った議員の氏名の公表その他必要な措置を講じなければならない。 (議長職務の代行) 第7条 議長が調査対象となったときは副議長が、議長及び副議長が共に調査対象となったときは年長の議員が、この条例に規定する議長の職務を行う。 (被害者のプライバシー等の保護等) 第8条 議員は、ハラスメントの被害者及び関係者のプライバシーの確保に十分配慮し、当該ハラスメントに関し職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。 (委任) 第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。</p>															

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査										地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)における具体的な役割			
			問12-8 議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	問12-9 議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	問12-10 議会におけるハラスメント防止に関する取組(ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く。)を行っていますか。	問12-11 問12-10で1.を選じた場合、行っている取組は、次のうちどれか。	問12-12 問12-11で、1.を選じた場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-13 ハラスメント防止に関する議員向け研修を行っていますか。	問12-14 当該研修において、令和4年4月に内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」を利用している又は利用する予定はありますか。	問12-15 男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っていますか。	問12-16 議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問12-17 問12-16で、1.を選じた場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-18 政治分野の男女共同参画のために実施していることがあればご記入ください。	問13 男女共同参画担当部署又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。	問13-1 左記で、1.を選じた場合該当部分の規定を記入してください。	
			1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳等に必要場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っており、今後、取り組む予定もない。	に1. 関するハラスメント防止規定を定めるハラスメント防止規定を議員向け研修に含む。	3. その他	その他内容		1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、行う予定である。 3. 行っており、今後、行う予定もない。	1. 研修において利用している。 2. 研修において利用していない又は現在は研修を行っていないが、今後行う研修で利用する予定である。 3. 研修において利用していない又は現在は研修を行っており、今後行う研修で利用する予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っており、今後、取り組む予定もない。	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。		1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等)	
45	341	三股町	4	4	1	1				2	2	2	4		2	
45	361	高原町	4	4	3					2	2	3	4		2	
45	382	園田町	4	2	2					1	3	1	4		2	
45	383	綾町	4	4	2					2	2	2	4		2	
45	401	高鍋町	4	2	2					1	2	2	3		2	

都 道 府 県	市 区 町 村	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査											地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)における具体的な役割	
		問12-8 議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	問12-9 議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	問12-10 議会におけるハラスメント防止に関する取組(ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く。)を行っていますか。	問12-11 問12-10で1.を選択した場合、行っている取組みは、次のうちどれか。	問12-12 問12-11で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-13 ハラスメント防止に関する議員向け研修を行っていますか。	問12-14 当該研修において、令和4年4月に内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」を利用している又は利用する予定はありますか。	問12-15 男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っていますか。	問12-16 議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問12-17 問12-16で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-18 政治分野の男女共同参画のために実施していることがあればご記入ください。	問13 男女共同参画担当部局又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。	問13-1 左記で、1.を選択した場合該当部分の規定を記入してください。
		1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	に1. 関するハラスメント防止規定(ハラスメント防止)を議員向け研修に含める 2. 議員向け研修に含める 3. その他	規則の制定等含め、総務常任委員会で審議中。7月にハラスメント研修予定。						1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等)		
45	402	新富町	4	4	1				2	2	3	4	1	新富町地域防災計画 ①「一般災害対策計画編」第3章 第1節 地域の復旧・復興の基本的方向の決定 第2項 被害が甚大な場合の基本的方向 男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場、組織に女性の参画を促進するものとする。 ②「一般災害対策計画編」第1章 第23節 自主防災組織整備計画 4. リーダーの養成 町は、自主防災組織のリーダーを養成するための防災士養成研修等を実施し、自主防災組織の活動の活性化を図る。なお、その際には、要配慮者や男女共同参画の観点からの防災対策についての内容を盛り込むよう配慮する。 ③「一般災害対策計画編」第2章 第9節 避難収容計画 3. 管理責任者の配置 男女双方に対する相談窓口を整備し、男女共同参画センター等の相談機関等と連携を図りながら相談窓口の周知広報に努めること。
45	403	西米良村	4	4	3				3		3	4		2
45	404	木城町	4	4	3				3		3	4		2
45	405	川南町	4	4	2				2	2	2	4	1	川南町地域防災計画 (3) 防災関係機関の組織体制整備(P23: 第1章 第2節 ~中略~ さらに、男女共同参画の観点から、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、男女共同参画センターが地域における防災活動の推進拠点となるよう、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努めるものとする。
45	406	都農町	4	4	1			3	研修を行っている	1	3	2	4	2
45	421	門川町	4	4	3				1	3	2	4	1	門川町地域防災計画 男女双方に対する相談窓口を整備し、男女共同参画センター等の相談機関等と連携を図りながら、相談窓口の周知広報に努めること。
45	429	諸塚村	4	4	2				2	3	2	4	1	諸塚村地域防災計画 第2款 避難所の開設、運営(生活環境の整備)男女双方に対する相談窓口を整備し、男女共同参画センター等の相談機関等と連携を図りながら、相談窓口の周知広報に努める。
45	430	椎葉村	2	2	2				1	2	2	4		2
45	431	美郷町	4	2	3				1	3	3	4		2
45	441	高千穂町	4	4	3				3	3	3	4		2
45	442	白之影町	4	4	3				3	3	3	4		2
45	443	五ヶ瀬町	4	4	2				2	3	3	4		2